

2021年1月25日

個人情報保護委員会 御中

一般社団法人 電子情報技術産業協会
個人データ保護専門委員会

「個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する意見

1. 政令案に関する意見

<意見>

該当箇所：

第八条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 法第二十条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

意見内容：

保有個人データに関する公表事項として、「安全管理措置」が追加されているが、どの程度の粒度での情報開示が求められるのかについて、ガイドラインやQ&A等で具体的な例示等を示して頂きたい。「安全管理に支障を及ぼす」場合が除外されるが、どの程度まで公表すれば法的要件を満たしながら、安全管理に支障が及ぼさないのかにつき指針をお示し頂きたい。

理由：

安全管理措置を詳細に開示すれば安全管理に支障を来すため、どこまで公表すればよいか判断が難しいため。また上記の点を社内管理規定と照らして、運用を図りたいため。

2. 規則案に関する意見

<意見1>

該当箇所：

第6条の2以下、漏えい等に関する報告通知義務全般

意見内容：

クラウド事業者がクラウド内の個人情報を取り扱わない場合には、当該クラウド事業者は個人情報を管理しておらず、漏えい等についての報告通知義務の対象外であることをガイドライン等で明確化して頂きたい。

理由：

日本政府はクラウド利用を官民両分野で推進しており、クラウド事業者が個人情報を取り扱わない場合

はクラウド利用が個人情報のクラウド事業者への提供（委託）に当たらないという解釈を引き続き明確化すべきであるため。更に、クラウドを利用した場合、漏えい等における報告通知義務について、当該クラウド利用者が個人情報取扱事業者として各種義務を負うものであることを明確化し、クラウド利用における規律に疑義が出ないようにすべきであるため。

<意見 2 >

該当箇所：
第 6 条の 2

意見内容：

漏洩報告対象に個人情報漏洩の「おそれのある場合」が含まれているが、Q&A 等において、おそれのある場合の具体例を提示して頂きたい。

理由：

第 6 条の 2 各号に定められた各類型における「おそれ」は、それぞれ対象が異なることから、意味も異なってくると考えられるため。

<意見 3 >

該当箇所：
第 11 条の 3 第 2 項第一号

意見内容：

「当該外国の名称」については、「当該外国または地域」との記載の方が適切ではないか。

理由：

EEA のように地域統一の保護制度を有している場合、該当地域においては一定レベルの保護制度に準拠していると見なせるため。また中国のように国内に法域が異なる地域を抱える国があるため。

<意見 4 >

該当箇所：
同上

意見内容：

「当該外国の名称」の定義として、移転先事業者の法人が所在する国、または移転先事業者が移転した個人情報を実質的に取り扱う国のいずれが該当するのかを明確にして頂きたい。

理由：

移転先事業者の法人が所在する国と、移転先事業者が移転した個人情報を取り扱う国が必ずしも一致し

ないため、統一的な基準として明確に定める必要があるため。

<意見 5 >

該当箇所：

第 11 条の 3 第 2 項第二号

意見内容：

「外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」について、仮に内容に誤りがあった場合でも、合理的な努力をして調査をしていれば個人情報取扱事業者の責任は問われないということをガイドラインで明確にして頂きたい。また、「合理的な努力」には、外部弁護士の意見を聴取することまでは求められず、個人情報保護委員会や外国政府によるウェブサイト上の情報提供等、一般的に信頼に足ると思われる情報源を参照すれば足りる、ということを明確にして頂きたい。

理由：

外国の制度について都度コストをかけて正確な調査しなければならないとなると実務に著しい支障を来すため、個人情報取扱事業者の果たすべき合理的な責任の程度を明確にして頂きたい。

<意見 6 >

該当箇所：

(外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供) 及び (外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等)

第 11 条の 3、第 11 条の 4

意見内容：

新たに示されている本人同意の取得時の情報提供や外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置については、海外クラウド事業者を利用する場合に常に適用されるわけではないことをガイドライン等で明確化して頂きたい。

理由：

日本のクラウド利用者が海外クラウド事業者を利用する場合、クラウド事業者がクラウド内の個人情報を取り扱わなければ、そもそも外国への越境移転ではない(提供に当たらない)というのが従来からの解釈であるが、その点の理解がまだ十分に進んでいないと考えられるため。

<意見 7 >

該当箇所：

第 11 条の 4 第 1 項第一号

意見内容：

「当該第三者による相当措置の実施状況等を適切かつ合理的な方法により、定期的を確認すること」の記載内容において、具体的かつ合理的な確認方法をガイドライン等で示して頂きたい。

特に、IS027017、IS027701 等のように個人データの安全管理やプライバシー保護に関する第三者認証制度への適合も確認方法の一つとして、認めて頂くよう、ご検討をお願いしたい。

理由：

個人情報の提供（委託）を受ける海外事業者の中には、第三者認証の取得により安全管理やプライバシー保護レベルを定期的に測定し、これを公表している事業者も多く、また信頼のおける第三者認証の活用を認めることで個人情報取扱事業者の負担を軽減できるため。

<意見 8 >

該当箇所：

第 11 条の 4 第 3 項但書

意見内容：

「ただし、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」はどのような場合か、ガイドラインで具体的に例示して頂きたい。

理由：

外国の制度の調査に多額のコストを要する場合も含まれるのか等を明らかにして頂きたいため。

<意見 9 >

該当箇所：

第 18 条の 2 第 1 項

意見内容：

個人関連情報の第三者提供を行う際、「個人関連情報の提供を受ける第三者からの申告を受ける方法その他の適切な方法」で確認を行うことか求められているが、提供元が本人から同意を取得することによってでも本人の権利利益の保護を図ることはできるため、その場合も適切な方法に含まれる旨を追記して明確にして頂きたい。

理由：

（意見内容に含む）

以上